

京都市教育委員会告示第2号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納入すべき費用額を次のとおり定めます。

令和3年10月8日

京都市教育委員会

1 施設の設備の程度

施設			設備の程度						
名称	種別	面積 (㎡)	照明				演壇	聴衆席	弁士 控室
			会場	控室	廊下	便所			
京都まな びの街生 き方探究 館	体育館	560	蛍光灯 40w24個 水銀灯 300w18個	蛍光灯 40w3個	蛍光灯 20w16個	蛍光灯 40w4個	卓子1脚 いす1脚	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机1脚 いす4脚

2 納入すべき費用額

演説会開催の日時	納入すべき費用額
平日の昼間	9,090円
平日の夜間	27,322円
休日	28,771円

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合には、納入すべき費用額に燃料費として423円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納入すべき費用額に拡声機の使用料として540円を加算する。

(京都まなびの街生き方探究館企画推進室)